

亀山本徳寺(本坊)の文化財建造物仕様書

兵庫県指定重要文化財
姫路市指定文化財

本堂 大広間 庫裏 経堂
大玄関 表書院 奥書院 内道場 太鼓楼
大門 茶所 大広間北殿(桜の間)北門
中門 長屋塀(文化教室・芝倉・米蔵・雑倉群)
蔵二棟

『本徳寺建造物文化財指定理由書』

本徳寺本堂は兵庫県下における最大の仏堂であり、様式的にも一八世紀末を代表する優れた建築である。本徳寺では幕末にそれまでの本堂が焼失してしまい、一時本堂を欠く時期があった。しかし、明治に入って本願寺の伽藍の整理があり、明治二年(一八七三)に亀山本徳寺の本堂として譲り渡したことが本願寺資料に見えるから、これが現本堂であることがわかる。それについては古老の伝承もあるし、本堂の棟瓦や床材の銘によっても実証される。この種の本堂としては珍しく妻入であるのも、集会所の当時から妻入形式の仏堂であったためである。本願寺の「北集会所」の建立については詳しくは分らない。安永九年刊行の都名所図会の本願寺の絵には、「北集会所」の位置(阿弥陀堂の北に東向きに建てられていた)にはない。しかし、安政四年(一八五七)に阿弥陀堂の修理があって、「北集会所」を仮本堂として本尊を遷座したが、その折に寛政四年(一七九二)以来、ここに安置していた太子御影・法然御影・六高僧御影を、堺御坊に下附したことが本願寺資料に見えるから、安政四年には存在していたことは確かであろう。「北集会所」を建ててこれらの御影を安置したと考えれば、この年を一応の建立年代としてよいだろう。後の慶応元年(一八六五)から同三年(一八六七)まで、新撰組の屯所になったと云う記録が『明如上人伝』『本願寺史』にある。従って、この本堂(北集会所)は本願寺の伽藍を構成する主要な建築であり、かつ江戸時代後期の京都における浄土真宗の大規模な仏堂の一つである。なお、本願寺では南集会所も妻入形式である。移築の際は増改築を行わずそのまま建てられたらしく、その折の改変の痕跡は見あたらない。だから、この本堂は、亀山本徳寺の本堂であるいと云うだけでなく、本願寺の伽藍の変遷を知る上でかけがえのない遺構である。しかも、規模も壮大で構造・形式ともに優れたものであり、江戸時代後期初頭の仏堂建築の代表作とって過言でない。

(A) 本堂

(建築年代) 元文三年(1738) / 宝珠柱名
1760 ~ 1792 / 西本願寺北集会所建築年代(本願寺資料)

(構造形式) 正面九間・側面十一間半
三間向拝付
入母屋造・本瓦葺妻入

(細部手法) 平面は後門形式で、外陣(七間×七間)が大きく、外陣の三方に広縁をつけ、さらに落縁を回す。落縁の端にも柱を立る。内陣横に矢来内をもうけ、内陣横に余間、さらに落間を設け、後に後陣を付す。組物も場所により船肘木・平三つ斗・出三つ斗・

出組とつかいわけ、中備も暮又を主として、大瓶束なども用いる。欄間や紅梁等の彫刻や、極彩色などに特徴がある。軒も吹寄せまばら垂木である。大規模な真宗寺院本堂の代表的建築として重要である。

- (備考) 1870年に西本願寺北集会所を移築 本願寺資料『本願寺史第二巻』
『本願寺史第三巻』
- 下り棟棟瓦記銘
享和貳年(1802) 紀州鷲森御坊講中 河州無量光寺門徒中
本願寺阿弥陀堂瓦と同じもの
京都時代に一時新撰組の屯所として使用 刀傷を柱に残す
本徳寺本堂の向拝欄干の疑宝朱は「あくた」の作で年代銘記(1738)・同じものが蓮如堂北の欄干にある(転用の可能性もある)
旧本堂は1868年に焼失 旧本堂：桁行十九間・梁行十五間
1984/6/15 指定文化財・市指定
1990/3/20 指定文化財・県指定
- (配置番号) 1

(B) 大 広 間

- (建築年代) 十八世紀中頃(推定) 一説に江戸時代初期
- (構造形式) 正面七間・側面十間半、入母屋造妻入、唐破風付、本瓦葺。
- (細部手法) 平面は側面二間の上段と、同八間の下段に二分され、下段後方二間は矢来内とする。正面には広縁を設け、さらに三方落縁とする。組物唐破風部に出組あり。妻飾紅梁と板暮又頂部はいのこ又首。
- (特徴) 構成・意匠ともすぐれた建築である。本願寺型大広間形式の完成する前段階のものと思われ、貴重な建物である。
- (備考1) 上段の間格天井絵板裏書き 享保六年三月九日(1721) 御家来 7名連記
正面飾り棟瓦記銘
貞享二年一二月(1685) 播州姫路住瓦東梁 藤原朝臣上野十郎兵衛 作
寛延三年午二月(1750) 播州飾西郡構村 四良左衛門
- 本徳寺文書 大広間 縦十二間 横九間
(建物覚書) 正保三年四月(1646)建立
- 1984/6/15 指定文化財・市指定
1990/3/20 指定文化財・県指定
1991/9/27 台風19号により被害。妻狐格子飛落、妻下棟瓦崩
1993~1994 屋根替え工事・回縁板張り替え
1995~1996 南側建具新調・畳新調・内部の洗工事・照明設置・放送設備設置
1996/4 上段之間修復・格天井画書替・画匠 石川ヨシ子

享保に描かれた彩色画並びに障壁画は箱に入れて米蔵に保存

(配置番号) 2

(備考2) 大広間は格式ある真宗寺院においては、正式の対面所または接客の場として重要な位置をしめている。

桁行 11 間半、梁行 7 間の規模をもち、入母屋造、本瓦葺、妻入りの建築で、正面に幅 1 間半の広縁をとり、正・側面の三方に落縁をつける。軒は一軒疎垂水、妻面は木連格子、破風拝みに三花懸魚をかざる。

内部は上段(15 畳)と、下段(112 畳)よりなり、上段の向かって左手脇に上々(3 畳)を設ける。上々段は清櫻棚と付書院が鍵の手に入り込み、上段には正面の向かって左側に幅 2 間の床、右側に帳台構をしつらえ、両礼室の間に襖を二枚たてこんで背後への出入口とする。

礼室はかつて金碧濃彩の障壁画で飾られていて荘厳な雰囲気をもち、西本願寺対面所に比肩する意匠を示していた。(注:これらは傷みが酷いので、これ以上の破損を防止するため、現在はとりはずして本徳寺の蔵に保管してある)

天井は、上々段が折上格天井、上段は彩色をほどこした格天井となっており、上々段・上段・下段の境は内法長押を一連に打ち、上々の正面には軍配型の花頭窓がとりつけてあるほか、上段框をかき、長押の上に透彫りの欄間をはめこんである。ただし、向かって左端 1 間のみは、内法長折を一段低く打ち、無目敷居・鴨居とし、その奥は 1 間半の板敷の間で、付書院を張り出させている。

上段の間の格天井は、縦 5 列、横 17 列に分割され、一ますごとに異なる模様絵が描き込まれ、黒漆塗りの枠組みと金具類によって特別な雰囲気をかもしだしていた。(注:これらの絵は、絵の具の脱落が激しく、昔日の画影を止めぬ位傷みがひどいので、取り外して本徳寺の蔵に保管してある。)

これらの障壁画(諦観図)、天井画の作者はいずれも不明であるが、近年、天井絵板の裏書きに享保六年(1721)三月九日という記載が発見され、この絵が 270 余年を経過して今日に残ったものと確認された。

(真宗文化研究会)

(C) 表書院及び奥書院

(建築年代) 十九世紀前半(表書院) / 推定
天正十四年(1586)(奥書院) / 本徳寺資料

(構造形式) 表書院正面五間・側面十一間、入母屋造妻入、本瓦葺。
奥書院主要部正面五間半・側面六間、入母屋造、棧瓦葺。

(細部手法) 表書院は大広間の後部に雁行して建ち、上段の間に上上段の間をつた対面所の形ある。奥書院は住居的な古い形式をとっている。

(備考) 表書院は明治十二年に書写山円教寺から移築との説あり。(伝承)
小屋つかに再利用を思わせる古材を使用。(表書院)

奥書院は二の間を設け軒付きの廊を巡らしており、北側の十三畳の部屋は畳あげると能舞台に仮設出来る。

1984/6/15 指定文化財・市指定

(配置番号) 表書院(3) 奥書院(4)

(D) 庫 裡(大仲居・大廚)

(建築年代) 延享四年九月(1747)、飾西郡構四郎左衛門(獅子口銘)

(構造形式) 主要部実長正面九間半・側面十間半
出入口唐破風付、入母屋造妻入、本瓦葺。

(細部手法) たたきの土間、それに続く四十九畳の部屋を一室とし、四室の座敷をつけている。妻にしきは紅梁上に大墓又をつけ、その上にいのこ又首をつけるなど、本堂と同様の手法を用いている。

(特徴) 大規模な庫裡の代表建築である。
大廚または大仲居とも呼ばれ、門信徒の食堂・台所・集会所・宿泊所などにつかわれる。
1984/3/13～8/15(文化財に指定以前)に屋根がえ並びに内部の復元修理が施された。その際、大屋根北側屋根の東西両脇の一部に室町時代の特徴をもつ瓦が葺いてあることが判明。
これにより、本徳寺の亀山移築に際して、英賀時代の遺構・遺物がどの程度転用されたか不明であったが、この室町瓦の発見で、上質の瓦はそのまま転用された可能性が強くなった。
1990/10 南面廊下に瓦の寄進所を設ける

(配置番号) 5

(備考) 1984年に修復工事
1984/6/15 指定文化財・市指定
1990/3/20 指定文化財・県指定

(E) 経 堂

(建築年代) 18世紀中頃(推定)
享保十一年(1726)/本徳寺資料(石碑)
享保十一年三月九日(1726) 縦五間 横五間/建物覚書

(構造形式) 方三間もこし付経堂、方形造、本瓦葺。

(細部手法) 基壇上に建つ、もこし付きの方三間の堂で、中央に八角輪蔵を置く。
床は磚敷、唐様で軸部円柱、もこしは海老紅梁でつなぐ。組物は三手先爪組、

もこしは平三つ斗、もこし中備墓又。もこし柱間装置は、
中央棧唐戸、両脇花頭窓、連子欄間。

(特 徴) ほぼ唐様でまとまった経堂で、この主の例が少ないだけにきわめて重要である。

(備 考) 1988/2/17 屋根部・擬宝子部(表裏)・天井裏・回り書庫の内部・建物内部限
なく調査するも建築関係資料発見出来ず

篇額は竜谷山貝葉林 と刻まれている

1984/6/15 指定文化財・市指定

1990/3/20 指定文化財・県指定

(配置番号) 6

(F) 茶 所

(建築年代) 獅子口銘 安永三年五月(1774)(屋根普請の年代・建設年代は不明)

安永三年甲午之天 五月吉祥日 亀山御坊 御茶所之

大棟獅子口 播陽姫府 竜野町四丁目 瓦工棟梁

卓堂大古瀬市左衛門信成造之

建物覚書には縦七間横六間半 天正8年3月とあるが現存のものかどうか未確定

『播磨鑑』宝暦年間(1751-1764)によると本徳寺伽藍建造物として既に茶所が
記載されており、このときの建物かどうか特定困難。

大古瀬市左衛門信成(1743-1808)は大古瀬一族の中で、5代続いた「市左衛門」
のうち2代目に当たる名瓦師。

(構造形式) 主要部実長正面六間、側面四間、入母屋造、本瓦葺。一部根太天井後代に、入
母屋の主屋の背後に(東側・長辻塀の間)、炊事場ならびに床の間を装置した、
付帯施設を拡張増設してある。

(門信徒の利用頻度の増加にともなって拡張が施された)

(細部手法) 平面は吹放しの土間・板間を主とする表側と、座敷等を主とする後側に分れる。
妻飾狐格子。

(備考) 中央部に仏壇を配置し、住居的な形式をとっている。

門脇に位置し、門信徒の休息所 以前は土間にかまどが設置され、常に湯を沸
かし、参詣門信徒の休憩場であった。

このかまどは、現在、本堂北の霊亀の庭に移されている

戦前までは、尼講(仏教婦人会)が出仕し、常時湯所として開設されており、
行事の際には、聴聞の合間の休憩所として盛んに利用されていた。真宗寺院の
結構として欠かせない建造物(位置は本願寺のそれと同じ、山門の脇にある)

1985年に修復工事

1984/6/15 指定文化財・市指定

(配置番号) 7

(G) 鼓 楼 (太鼓楼)

(建築年代) 十八世紀中頃 (推定)

(構造形式) 下層正面三間・側面四間、上層方二間、上下層とも入母屋造、本瓦葺。

(細部手法) 望楼形式の城郭の隅やぐら風の建築で、外観は二重である。一層の平面は前後に二分し、前は板ばり、後は土間である。軸部は方柱で、組物を欠く。上層は方二間で、しっくい塗込めで、柱間装置は、腰長押・内法長押間に連子入りの花頭窓と格狭間を置く。めずらしい遺構である。

(備 考) 姫路城からの移築説あり。本徳寺資料に拠ると、建設年代は天正八年。(1580)
1995/1/17 兵庫県南部地震により被害
1998 年度・1999 年度で全面解体修理・施工は金剛組
1984/6/15 指定文化財・市指定
1998 年の解体修理に際して、懸魚裏面に安永 (1772-1778) の年号が墨守され照るのが発見された。しかし、建立年次を特定するものではなく、大規模な修理が施された時のものと思われる。

(配置番号) 8

(H) 大 門 (山門)

(建築年代) 嘉永年間(1848 ~ 1854) / 古老聞書 (信憑性に乏しい)

(構造形式) 一間一戸四脚門、切妻造、本瓦葺。

(細部手法) 普通の四脚門で、控柱は几帳面方柱である。物組出三つ斗。中備臺又、側面は板臺又。妻飾紅梁大瓶束笄形付。

(特 徴) 細部の彫刻に幕末特有の意匠がある。

(備 考) 1984/6/15 指定文化財・市指定
2000 年 4 月より大門の修復が始まり、5 月下旬、屋根部の解体に際して、棟木に張り付けられていた棟札が発見された。これによって、今まで史料に乏しかった本徳寺建造物の建立経緯の一部が明らかになった。

棟札は幅 14.5 cm・長さ 145 cm・厚み 1.8 cm の檜製板で、同型の 2 枚板を重ね内側に由来を墨守で記銘してあった。堅く重ねて棟木に釘留してあったため、300 年程経過しているにもかかわらず内側の面に書かれた墨守は鮮明で明確に読み取ることが出来た。同時に大工道具 (キリ・ノミ) や寄進の同行地名を書いた木切も見つかった。

これによれば大門は 1709 年 7 月 22 日に上棟し、8 月には完成した様である。建立は 2 年前に起こった宝永の大地震 (1707/10/28) で、寺の建物に被害が及び、広間や書院・大門などが大きな損傷を受け、1699 年 1 月 27 日に入寺された寂宗公が播州の各寺院を巡られ再建の協力を求められたらしい。この事実から本徳寺の建物に相当

の被害があったものと思われる。

大門再建後、大広間、書院が修理され、経堂（1726年）が建立されたようである。

従来、大門の建立時期は古老聞書により嘉永年間(1848～1854)と推定されていたが、この棟札によって、一挙に140年程建立時期がさかのぼり、今から300年程前に建立されたことが分かった。本徳寺の建物は元禄の頃にその伽藍形式が整えられたと云われていたが、広間や書院が宝永地震以前に建立されていたことからその時期に整備されたであろうことはほぼ間違いがない様に思われる。

その後、148年後の1848～1855年にかけて安政の大地震があるが、この時に本堂が大破したことは記録に残っている。さらに140年後の兵庫県南部地震を考えると、播州地方は地震が少ないと云われていたが、実際には約150周期で巨大地震がこの地を襲い、寺院の頑強な建造物においてすら被害を及ぼしているほどであるから、記録にはあまり残っていないものの、一般には家屋の倒壊など、相当の地震被害があったことが推測される。

大門棟札解読

<表>

四足御門上棟 丑七月廿二日也

<裏>

播州飾西郡龜山英賀本徳寺第八世寂宗公本願寺御門主寂如上人
為猶子入院已後當國一派之寺方廻寺有之也因茲當御門始廣間書院
及大破且經臟之建立之企先々披露有之仍而貫物以到来先此御門如斯
建立 于時寶永六己丑年八月吉日

奉行人

森崎庄兵衛義貴

長谷川右衛門正辰

普請奉行

石川由右衛門

大工棟梁大西利左衛門包道

則当御寺内之住人也

井上徳左衛門宗清

多田八郎兵衛豊峯

松村市太夫末重

松村八右衛門安秀

多田重右衛門忠公 都倉町住人

井上多右衛門宗成

大西伊兵衛包照

佐伯貝右衛門政清 姫路坂田町住人

(註) 井上(苗字) 徳左衛門(通称) 宗清(諱)

播州飾西郡龜山英賀本徳寺第八世寂宗公、本願寺御門主寂如上人猶子として

入院以後当国一派の寺方廻寺これある也。これに因って当御門を

はじめ広間・書院大破に及び、かつ(かつうは)経蔵の建立の企、先々披露これあり。

よって貫物到来を以て、まずこの御門かくのごとく建立。

時に宝永六己丑年(1709)八月吉日。

(註)貫物(ぬきもの)は「抜き銭：臨時費」、到来は完了の意

(註)出来(しゅったい)は「完成」の意味。「出」の崩し字は「到」の崩し字と同じであることから「到来」とも読める。

(配置番号) 9

(I) 大 玄 関

(建築年代) 元禄四年八月(1691) 十良兵衛作(獅子口銘)

(構造形式) 正面三間・側面五間・唐破風本瓦葺

(特 徴) 大型の瓦葺き唐破風の大玄関で、正面に二間×三間の揚り口をもうけ、後方は三間×三間の板の間になっている。

(備 考) 1984/6/15 指定文化財・市指定

1997 屋根部修理 / 播磨社寺(後屋根部の張り腐食は取り替えずに補強)

玄関前の常夜燈一対は昭和3年5月・睦谷菊治建立

1999/2 玄関口修理

(配置番号) 10

(J) 大 広 間 北 殿(桜の間)

(建築年代) 十八世紀頃(推定)

(構造形式) 正面五間・側面六間・切妻本瓦葺

(特 徴) 大広間の北に直角に接合し、壁面に桜の絵を描いた客殿。

(配置番号) 11

(備 考) 1986年に修復工事 / 浅田社寺

1984/6/15 指定文化財・市指定

(K) 内 道 場

(建築年代) 十八世紀頃(推定)

(構造形式) 正面五間・側面三間・切妻屋根・一方に軒を設け、二方に廊下を巡らす。

(特 徴) 内部は御内仏、書院、余間の三種類の部屋からなる。御内仏は板間八畳で内陣形式の意匠を凝らし、本堂内陣に準拠しており、書院は古い茶室の形を踏襲している。

(配置番号) 12

(備考) 1965年に屋根替え工事
1984/6/15 指定文化財・市指定

(L) 蔵(13-1,13-2)

(建築年代) 十八世紀頃(推定)

(構造形式) (13-1)正面二間・側面二間半・切妻・側面に軒を設け、廊下を巡らす。
正面二間・側面三間・切妻・入口に軒を設ける。

(特徴) いずれも、内部は二階を設け、漆喰で固めた土蔵形式である。
(13-2)の蔵は1995年1月17日の地震で屋根部が破壊。現在(1996/4)、スレート屋根に仮復旧

(備考) 1984/6/15 指定文化財・市指定

(配置番号) 13-1、13-2

(M) 長屋及び雑倉

(建築年代) 十八世紀頃(推定)

(構造形式) 正面二間・側面十二間・切妻・本瓦葺・入口側に一続きの軒を設ける。

(特徴) 内部は梁方向に六部屋に仕切られ、それぞれの目的におおじて雑倉に使用されている。境内と外界との区画にももちいられている。

(配置番号) 14

(備考) 1984/6/15 指定文化財・市指定

(N) 米倉(穀物倉庫)

(建築年代) 十八世紀頃(推定)

(構造形式) 正面三間・側面五間・切妻・本瓦葺・入口に軒を設ける。

(特徴) 大規模の土蔵で、一般穀物類の貯蔵に使用されている。

(配置番号) 15

(O) 芝倉・北門・長屋塀

- (建築年代) 十八世紀頃 (推定)
- (構造形式) 正面三間・側面十五間・切妻・本瓦葺
- (特 徴) 一つの小屋棟が芝倉・門番所・北門・長屋塀から成立っており、同時に塀を兼ねている。
- (配置番号) 芝倉・16、北門・18、長屋塀・17
- (備 考) 1987-1988 年に修復工事
1984/6/15 指定文化財・市指定

(P) 中 の 門 (中門)

- (建築年代) 十八世紀頃 (推定)
- (構造形式) 切妻・本瓦葺
- (特 徴) 左右の建造物と柱を共有し、屋根部だけが独立。
- (配置番号) 19
- (備 考) 1987-1988 年に修復工事
1984/6/15 指定文化財・市指定

(Q) 目 隠 塀

- (建築年代) 十八世紀頃 (推定) 現在のものは、1962 年に、旧来の目隠し塀を模して作られたものである。
- (構造形式) 塀長六間、一文字塀
- (特 徴) 近世において、大名行列等の不礼の通過を可能にするために用いられ、院家寺院の格式を示すものであった。
- (配置番号) 20